

大阪府新型コロナウイルス感染症に伴う休業等 に対する継続・再開支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域における必要な診療等の機能を維持するため、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症に伴う休業等に対する継続・再開支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年6月16日付厚生労働省発医政第1号、発健第6号、発薬生第65号。）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付厚生労働省医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号。）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 大阪府内に所在する医療機関・薬局であって、新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局とする。ただし、薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(補助の対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、別表第2欄に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計金額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項による申請書（様式第1号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書（様式第1号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第2号 事業計画（実績報告）書及び所要額
- (2) 様式第3号 要件確認申立書
- (3) 様式第4号 暴力団等審査情報
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした事業者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により附する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、第15条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。新型コロナウイルス感染の収束後、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型コロナウイルス発生時において、患者に対し即時使用できるよう、施設内で利用状況を把握するなど適切に管理すること。

(5) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。

3 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第6号により知事の承認を受けなければならない。

(補助申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の確定後交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第2号)により補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(立入調査)

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 知事は、前々条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 6 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(取得財産の処分制限)

第15条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(細則の制定)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

補助金交付基準

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
HEPA フィルター付き空気清浄機 1 台当たり 905,000 円	設備を整備するために必要な経費 需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
消毒経費 1 施設当たり 600,000 円	事業を実施するために必要な経費 需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2

[注] HEPA フィルター付き空気清浄機については、次のとおりとする。

- ① 1 施設当たりの上限について、薬局は 1 台まで、医療機関は 2 台までとする。
- ② 歯科診療所については対象外とする。